

社会福祉法人麗明会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人麗明会（以下「本法人」という。）の役員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程で役員等とは、役員である理事および監事と評議員をいう。
2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対応の対価として支払われるものである。

(理事の報酬)

第3条 理事長が、法人及び事業所（法人が設置運営する事業所をいう。）（以下「法人及び事業所」という。）の運営業務に従事したときは、別表1により報酬を支払うことができる。
2 理事長以外の理事が、理事会等の法人及び事業所運営業務に従事したときは、別表1により報酬を支払うことができる。ただし法人職員を兼ねるものを除く。また年度内に全く業務に従事しないときは当該年度の報酬は支払わないものとする。

(監事の報酬)

第4条 監事が、法人及び事業所の運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表1により報酬を支払うことができる。ただし年度内に全く業務に従事しないときは当該年度の報酬は支払わないものとする。

(評議員の報酬)

第5条 評議員が、評議員会等業務に従事したときは、別表1により報酬を支払うことができる。ただし年度内に全く業務に従事しないときは当該年度の報酬は支払わないものとする。

(改正)

第6条 本規程の改正は評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この改正後の規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この改正後の規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この改正後の規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この改正後の規程は、令和3年4月1日から施行する。